

## ●建築士法 ～抜粋～

### (試験の施行)

**第13条** 一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験は、毎年少なくとも1回、一級建築士試験にあつては国土交通大臣が、二級建築士試験及び木造建築士試験にあつては都道府県知事が行う。